平成２７年（フ）第２２８５号
東京都練馬区大泉町２丁目56―２
債務者　小杉　　黄
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２８６号
東京都千代田区外神田６丁目16―１―401
債務者　福永　香蓮
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２９４号
神奈川県大和市中央５丁目６―24―407
債務者　山内　文峰
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２９７号
東京都新宿区大京町25―301
債務者　原口　麻衣
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２３０３号
東京都足立区東和３丁目５―６―109
債務者　西村　容賢
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９０号
静岡県藤枝市大東町717番地の２　５棟前西
債務者　青島　　仁
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第７２号
岡山市中区高屋１番地１メゾンナスカ202号
債務者　田村　舞子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月３日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１号
沖縄県沖縄市安慶田４丁目13番25号　サンハイツ107号
債務者　德里　美幸（旧姓平安名）
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月20日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第６７号
横浜市西区藤棚町２丁目177番地12　エステート西横浜101号
債務者　山下　まり
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６０号
横浜市戸塚区汲沢町1311番地３
債務者　水野　明美
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３３８号
神奈川県茅ヶ崎市浜須賀９番33号　湘南ホームズ102
債務者　榊原　克幸
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０７号
静岡市清水区楠新田283番地　プラザコートＢ203号、旧住所静岡市清水区草薙一里山９番７号　杉山方
債務者　池谷美香子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午前10時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１３２号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地14―404
債務者　皆川　幸子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７５号
静岡市清水区但沼町88番地
債務者　宮原　國勝
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月25日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５４号
栃木県芳賀郡芳賀町大字東水沼2712番地２
債務者　髙**楠**　光政
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第５５号
栃木県芳賀郡芳賀町大字東水沼2712番地２
債務者　髙**楠**　君子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係